

## 米子浄化場ほか自家用電気工作物保安管理業務仕様書

### 1 総則

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注する米子浄化場ほか自家用電気工作物保安管理業務（以下「委託業務」という。）に適用する。

### 2 対象施設、点検周期及び施設概要

事業場名称	点検周期	施設概要等
米子浄化場	毎月1回	別紙2のとおり
桜の苑	毎月1回	別紙3のとおり

### 3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、甲が選任する連絡責任者等（以下「連絡責任者等」という。）の立会いのもとに、別紙1の点検業務実施要領（各事業場共通）（以下「実施要領」という。）に定める月次点検、年次点検、精密点検及び臨時点検を行うこと。  
ただし、乙が乙の負担により絶縁監視装置を設置した場合は、実施要領に定める月次点検の周期を隔月1回とすることができるものとする。
- (2) 電気事故（電気保安規程第3条の事故をいう。以下同じ。）が発生したときに当該電気事故に対する応急措置及び必要な指示をすること。
- (3) 監督官庁が行う電気工作物の検査に立ち会うこと。
- (4) 電気工作物の新設、増設及び改修工事の設計について必要な助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の工事及び竣工検査に立ち会うこと。
- (6) 電気工作物に関する点検記録、竣工検査記録及び電気事故記録を作成し、その都度甲に提出すること。
- (7) 電気工作物の運転操作に関する必要な事項などを甲の職員に指示すること。
- (8) 電気工作物の運転操作上の重要事項を適当な箇所に明示すること。
- (9) 電気工作物の運転操作に必要な備品及び予備品を所定の場所に整備保管すること。
- (10) 前各号に定めるほか、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務を処理するとともに、必要な指導、助言を行うこと。
- (11) 乙は、事業場において点検等を行う際には、身分を示す証明書により、本人であることを甲に対して明らかにするものとする。

## 5 報告等

(1) 乙は、委託業務の処理が完了したときは、その都度連絡責任者等に点検報告書を提出すること。

なお、委託業務の処理をした結果、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項及びその他報告が必要な事項がある場合は、連絡責任者等に指導又は助言を行うこと。

(2) 乙は、必要に応じて官庁申請等の手続き業務を行うこと。

## 6 緊急時の連絡と対応

(1) 乙は、甲に緊急時の連絡方法を通知すること。

(2) 甲が所有する電気工作物に重大事故等の不測の事態が発生した場合は、速やかにその復旧のための措置、指導又は助言が行える体制を整えること。

## 7 その他

乙は、業務に着手する前に、事業場ごとの費用の内訳書を作成し、甲に提出するものとする。

## 8 遵守事項

(1) 委託業務の処理には必要な資格及び経験を有する者が当たり、本仕様書及び関係法令を遵守し誠実に行うものとする。

(2) 乙は、委託業務の処理に当たっては、実施日時及び実施内容について、甲の連絡責任者等と十分に協議を行い、甲の業務に支障が生じないように実施するものとする。

(3) 乙は、委託業務の処理に当たっては、甲の職員及び第三者に対して、事故等が生じないよう安全に行うこと。

(4) 乙は、委託業務の処理に当たって事故等が発生したときは、直ちに連絡責任者等に報告するとともに、当該事故等に対する応急措置を行うものとする。

(5) 乙は、委託業務の処理に当たっては、甲の施設並びに設備を破損又は汚損しないように行うこと。

(6) 乙は、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

# 別紙 1

## 点検業務実施要領

### 点検業務の区分、定義及び標準周期

区分	定 義	周期	摘 要
月次点検	電気設備の使用状態において特別の防護措置の必要なく容易に到達できる範囲内から、電気工作物の劣化、損耗及び運転状態を“目で見える”、“手を触れる”、“音を聴く”、“臭いをかぐ”等により、設備の外観上の異常の有無を調査すること。	月 1 回	絶縁抵抗、接地抵抗の測定を行ったときは、当該点検時の測定を省略することができる。特に、低圧設備については、年次点検又は精密点検時の実施項目を、設備を分けて実施し、業務の平準化をはかる。 (注) 上記のように定期的に又は精密点検の実施項目を実施日を分けて実施したときは、それぞれの日を各点検 1 回実施とはしない。点検区分ごとの実施項目が全部完了したときを 1 回とする。
年次点検	電気設備の運転を停止して、主として月次点検で実施できない電気工作物の劣化、損耗について、“目で見える”、“手を触れる”、“音を聴く”、“臭いをかぐ”等により、設備の外観上の異常を調査するほか、測定、試験を行い異常の有無を調査すること。	年 1 回	月次点検も併せて実施する。
精密点検	電気設備の運転を停止して、電気工作物の劣化、損耗について、主として測定、試験を行い異常の有無を調査すること。	年 1 回	月次点検及び年次点検も併せて実施する。 (注) 測定及び試験を行うもの（継電器の動作特性試験等）で停電の都合により実施できない場合若しくは他の測定、試験等の結果又は従来の諸記録等から更に測定、試験等の必要がないと判断される場合は、実施を延長又は省略することができる。
臨時点検	電気工作物の外観及び測定、試験記録値の経年変化等に著しい兆候が見受けられたとき又は同類の機器等に欠陥等の異常が発生したとき、若しくは異常気象時（暴風、豪雨、洪水、豪雪等）及び災害時（火災、地震等）等の前後に、計画又は計画以外に点検、測定及び試験等を行い、異常の有無を調査すること。	必要のとき	

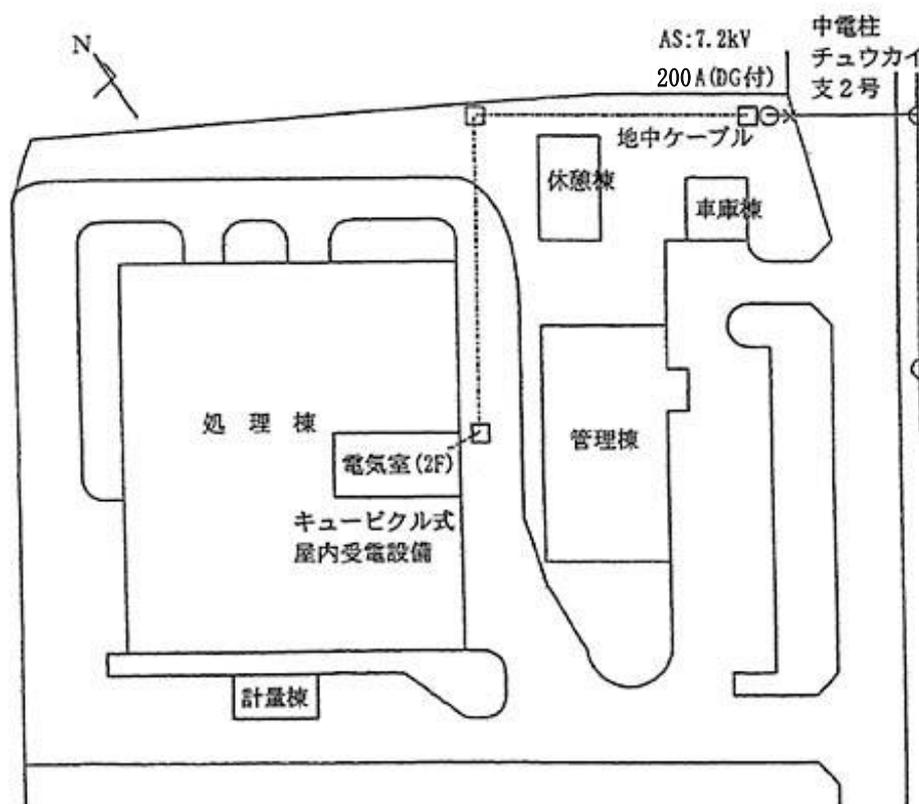
点検業務区分の実施項目

区分	電気工作物	実施項目	摘 要
月次点検	電気設備全般	外部点検 (注) 非常用予備電源装置については、上記以外に発電装置は起動停止の状態を、蓄電池は電解液量をそれぞれ確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧、電流のチェック(配電盤等に計測器の取付けてあるもの)及び漏洩電流の測定を行う。
年次点検	電気設備全般	端子締付点検	
		絶縁抵抗測定	
	配線	外部精密点検	
	受配電盤	外部精密点検	
	計器用変成器	外部精密点検	
	保安装置(継電器)	外部精密点検(表示、警報を含む。)	
	しゃ断器・開閉器類	外部精密点検	
		動作試験(表示、警報を含む。)	手動による。(継電器のあるものは、継電器を動作させ、動作を確認する。)
	変圧器	外部精密点検	
	その他機器	外部精密点検	
	電線路	外部精密点検	
	電気使用場所の設備	外部精密点検	
	非常用予備電源装置	外部精密点検 (注) 上記電気工作物の各項目に準じるほか、発電装置は起動停止試験を、蓄電池は電圧、比重、液温等の点検を行う。	
精密点検	電気設備全般	接地抵抗測定及び絶縁油点検	
	受配電盤	指示計器類の指示値の点検	受電盤及び主配電盤の電圧計、電流計を対象とする。
	保安装置(継電器)	動作特性試験及びしゃ断装置結合動作試験	
	非常用予備電源装置	シーケンス試験 負荷試験	

区分	電気工作物	実施項目	摘 要
臨 時 点 検	電気設備全般	外部点検	異常気象時及び災害時等の前後に重点的に実施する。
	受配電盤	計器校正試験	受電盤及び主配電盤の指示計器（電圧計、電流計）を対象とする。
	しゃ断器・開閉器類 変圧器 その他機器	内部点検	内部点検の目安は、次のとおりとする。 イ 通常時は、5年に1回程度とする。ただし、しゃ断器については、短絡しゃ断時には屋外設置のものはその都度、屋内設置のものはしゃ断回数2回目ごととする。 ロ 異常発生時は、その都度とする。
		絶縁油の絶縁耐力及び酸化試験	絶縁油点検又は内部点検の結果により実施する。
		機器絶縁耐力試験	絶縁抵抗値の変化状況、内部点検による絶縁物の劣化状況及び被害事故の程度等から判断して実施する。

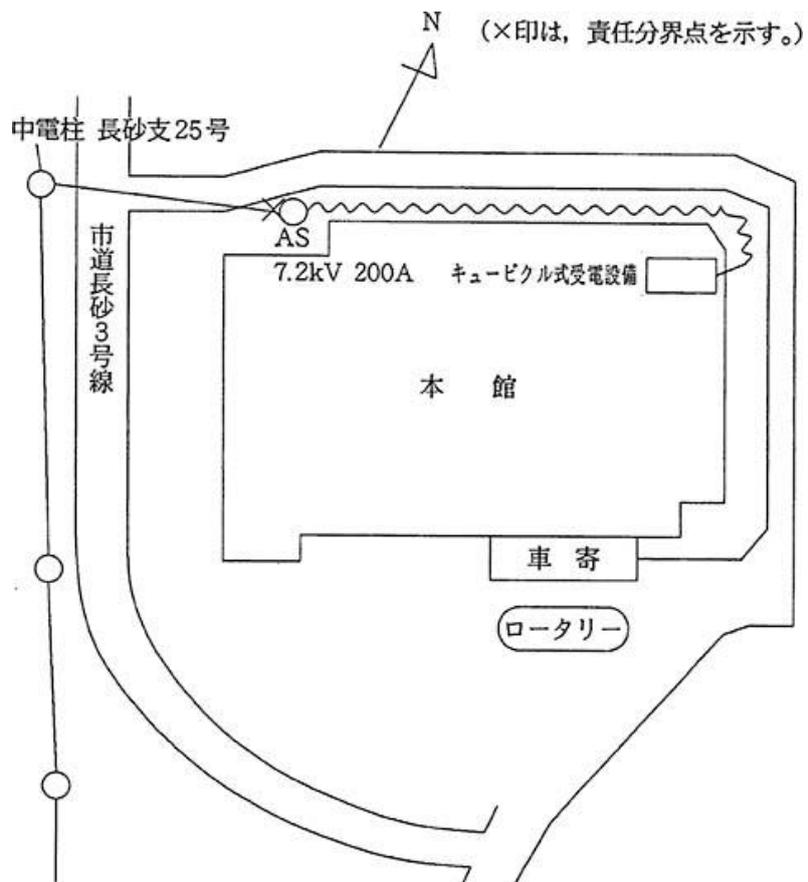
名 称	鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場
電力使用区域	鳥取県米子市安倍 213 番地
受電電力の容量	455KW
受電電圧	6.6KV
責任分界点	構内第 1 柱に設置した高圧気中開閉器 (7.2KV 200A) の電源側端子
受電電力遮断開閉器	真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA
発電機容量	200KVA

(×印は、責任分界点を示す。)



別紙 3

名 称	鳥取県西部広域行政管理組合営桜の苑
電 力 使 用 区 域	鳥取県米子市長砂町 1066 番地
受 電 電 力 の 容 量	165KW
受 電 電 圧	6.6KV
責 任 分 界 点	構内第 1 柱上に設置する高圧気中開閉器 (7.2KV 200A) の電源側端子
受 電 電 力 遮 断 開 閉 器	高圧負荷開閉器 7.2KV 200A 電力ヒューズ 7.2KV 60A 500MVA
発 電 機 容 量	225KVA



令和 5 年 3 月 1 7 日

## 入 札 書 ( 第 回 )

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成 8 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号）第 2 条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和 3 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 7 号）第 2 条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名	米子浄化場ほか自家用電気工作物保安管理業務
業 務 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場及び桜の苑
入 札 金 額	金 円

### 注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

## 辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

### 記

- 1 件 名 米子浄化場ほか自家用電気工作物保安管理業務
- 2 入 札 日 令和5年3月17日
- 3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日  
指定郵便

配達指定日

令和5年3月16日（木曜日）

入  
札  
書  
在  
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広施9
案 件 名	米子浄化場ほか自家用電気工作物保安管理業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。